

障害等級	傷病補償年金	障害補償年金	障害補償一時金	障害補償年金前払一時金 (限度額)	障害補償年金差額一時金
1級	313日分	313日分		1,340日分	1,340日分
2級	277日分	277日分		1,190日分	1,190日分
3級	245日分	245日分		1,050日分	1,050日分
4級		213日分		920日分	920日分
5級		184日分		790日分	790日分
6級		156日分		670日分	670日分
7級		131日分		560日分	560日分
8級			503日分		
9級			391日分		
10級			302日分		
11級			223日分		
12級			156日分		
13級			101日分		
14級			56日分		
	<ul style="list-style-type: none"> ・署長が職権により決定 ・傷病補償年金対象者は、休業補償給付は支給されない ・傷病補償年金を受給中の労働者は、療養補償給付が併給される 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の事故によって2以上の障害を残した場合、重い方の障害が障害等級とされる ・同一の事故によって13級以上の身体障害が2以上残った場合、重い方の障害を1～3級の間で繰上げた障害等級とされる ・9級と13級の障害がある場合は、給付基礎日額の492日分とされる 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回しか請求できない ・障害補償年金の請求と同時に 行わなければならない ・前払一時金の額に達するまでの間、支給停止される 	<ul style="list-style-type: none"> ・①生計を同じくしていた配・子・父・孫・祖・兄弟姉妹 ・②生計を同じくしていなかった配・子・父・孫・祖・兄弟姉妹 ・受給権者が2人以上いる場合は、その人数で除した額が1人当たりの受給額となる 	

遺族の数	遺族補償年金	遺族補償一時金	遺族補償年金前払一時金 (限度額)	葬祭料
1人	153日分 ※175日分	1,000日分 (遺族の数は関係ない)	1,000日分 (遺族の数は関係ない)	次のいずれか高い方 ①315,000円＋給付基礎日額の30日分 ②給付基礎日額の60日分
2人	201日分			
3人	223日分			
4人	245日分			
	<ul style="list-style-type: none"> ・55以上の妻、障害常態にある妻は、175日分となる ・受給資格者：配・子・父・孫・祖・兄弟姉妹であって、生計を維持していた者が受給資格者となる ・ただし、子・孫(18歳年度末)、夫・父母・祖父母(55歳以上)、兄弟姉妹(18歳年度末or55歳以上) ・受給権者が2人以上いる場合は、その人数で除して得た額が1人当たりの受給額となる ・増減が乗じた場合は、増減が生じた翌月から改定される 	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者は、次のうち最先順位者が受給権者となる 生計を維持していた ①配②子③父④孫⑤祖 生計を維持していない ⑥子⑦父⑧孫⑨祖⑩兄弟姉妹 ・この遺族の身分は、労働者の死亡当時の身分による (婚姻・養子縁組等で失権しても、受給権者となることある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回しか請求できない ・遺族補償年金の請求と同時に 行わなければならない ・遺族補償年金の支給決定通知日の翌日から起算して1年を経過する日までは、遺族補償年金を請求した後も請求できる ・前払一時金の額に達するまでの間、支給停止される 	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて支給する (葬祭を行う者とは、実際に葬祭を行う遺族やそれに準ずる者を行い、遺族補償給付の受給権者と同じとは限らない) ・社葬の場合は、会社の恩恵的・厚意的性質に基づくときは遺族に支給され、葬祭を行う遺族がいない場合に社葬として会社で葬祭を行った場合は、会社に支給される